

平成29年度石岡市男女共同参画施策推進事業補助金交付要綱

(平成29年3月27日石岡市告示第111号)

(趣旨)

第1条 この告示は、石岡市男女共同参画条例（平成18年石岡市条例第5号）第14条の規定に基づき、本市における男女共同参画施策の推進に資する事業を行う団体及び茨城県等が主催する女性のための海外派遣事業の参加者で市内に住所を有する者に対し、予算の範囲内において男女共同参画施策推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、男女共同参画施策推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、内容を審査し、補助金を交付することに決定したときは、男女共同参画施策推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(概算払)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(事業の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の配分を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の目的を損なわない程度の事業計画細部の変更
- (2) 補助事業目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 申請した事業経費の配分について、各費目区分金額の20パーセント以内の相互流用

(状況報告)

第7条 市長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに男女共同参画施策推進事業補助金実績報告書(様式第3号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、男女共同参画施策推進事業補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

(関係書類の保管等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿その他の書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年度石岡市男女共同参画施策推進事業補助金交付要綱の廃止)

2 平成28年度石岡市男女共同参画施策推進事業補助金交付要綱(平成28年石岡市告示第132号)は、廃止する。

別表（第2条関係）

区 分	内 容
補助対象事業	団体が主催する男女共同参画施策への理解と認識を促進するための講演会，シンポジウム，フォーラム，情報交換，交流事業その他市長が必要と認める事業 茨城県等が主催する女性のための海外派遣事業
補助対象者	営利を目的とせず，男女共同参画の推進に係る事業を行う，市内に活動拠点を置く民間団体 茨城県等が主催する女性のための海外派遣事業の参加者で市内に住所を有する者
補助対象経費	会場借上料，使用料，講師謝礼，交通費，印刷費，消耗品費，郵便料その他事業を実施するために必要と認められる経費（宿泊費及び飲食費については，補助対象外）
補助金額	補助対象経費から事業収入を差し引いた額の50パーセント以内で，1事業につき70,000円を限度（補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てた額）

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

団体名及び代表者氏名

印

電話番号

男女共同参画施策推進事業補助金交付申請書

男女共同参画施策推進事業補助金の交付を受けたいので、平成29年度石岡市男女共同参画施策推進事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助事業に要する経費 | 円 |
| 2 | 補助金交付申請額 | 円 |
| 3 | 添付書類 | |
| | (1) 収支予算書 | |
| | (2) 事業計画書 | |
| | (3) その他必要な書類等 | |

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

男女共同参画施策推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった男女共同参画施策推進事業補助金の交付については、平成29年度石岡市男女共同参画施策推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

補助事業者 住所

団体名及び代表者氏名 印

男女共同参画施策推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった男女共同参画施策
推進事業補助金について、別添のとおり事業を実施したので、平成29年度石岡市男女共同
参画施策推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業収支報告書
- (2) 事業実施内訳書
- (3) その他必要な書類等

様式第4号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

男女共同参画施策推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった男女共同参画施策推進事業補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので、平成29年度石岡市男女共同参画施策推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金の確定額

円